

## 4月の税務カレンダー

個人所得税振替納税	4月23日
個人消費税振替納税	4月30日



## 令和6年10月から短時間労働者に対する社会保険の適用拡大が実施されます

パート・アルバイトなどの短時間労働者の厚生年金・健康保険(社会保険)の加入要件が、令和6年10月より更に拡大され、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

### ●従業員数のカウント方法は？

従業員数は以下のA+Bの合計が「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A		B
フルタイムの従業員数	+	週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数 ※従業員には、パート・アルバイトを含む

### ●厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは？

厚生年金保険の被保険者(短時間労働者は含まない、共済組合員を含む)の総数(上記の表を参照)が、1年のうち、6ヶ月以上51人以上となることが見込まれる企業等のこと  
法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となる  
原則として、従業員数の基準を常時上回る場合は適用対象

### ●新たに加算対象となるパート・アルバイトの要件とは？

厚生年金保険の被保険者数が、51人以上の企業等に勤務する以下の条件に全て該当する方

- 週の所定労働時間が20時間以上  
※契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含まない  
契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が20時間以上となり、なお引き続くと思込まれる場合には、3ヶ月目から保険加入
- 月額賃金が8.8万円以上  
※基本給及び諸手当を指し、残業代・賞与・臨時的な賃金等は含まない
- 2ヶ月を越える雇用の見込みがある
- 学生ではない  
※休学中や夜間学生は加入対象

### <納税管理人の選任は税理士へ！>

日本国内の会社に勤めている給与所得者が、1年以上の予定で海外の支店などに勤務すると、一般的には日本国内に住所を有しない者と推定され、所得税法上の非居住者となります。非居住者のうち、日本国内で発生した(不動産を賃貸した所得、不動産を譲渡した所得等)一定の所得が一定額以上ある場合は、確定申告書を提出する必要があります。

非居住者は上記の申告等を「納税管理人」に依頼することができます。確定申告の代理は、税理士しかできません。当事務所においても「納税管理人」としての業務を行っております。